

山形県介護保険審査会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、山形県介護保険審査会（以下「保険審査会」という。）に関し、介護保険関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 会長は、会務を総理し、保険審査会を代表する。

(総会)

第3条 会長の選出、会長職務代行者の選出、介護保険法（以下「法」という。）第189条第1項の合議体（以下「三者代表合議体」という。）を構成する公益代表委員の指名、同条第2項の合議体（以下「公益代表合議体」という。）における委員の所属、会則の制定、改正及び廃止その他会長が必要と認める事項については、委員の全員の会議（以下「総会」という。）の議決によるものとする。

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

4 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、総会を招集する暇がないと認めるときは、文書により各委員に提案し、承認を求めることができる。この場合、過半数の委員の承認により、総会の議決とする。

(合議体)

第4条 三者代表合議体は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 公益代表合議体に長を一人置き、会長がその構成に加わるものにあつては会長が長となり、その他のものにあつては、当該合議体の委員の互選によりこれを定める。

3 公益代表合議体は、会長が招集し、当該合議体の長がその議長となる。

(公益代表合議体の取り扱う審査請求の事件)

第5条 各公益代表合議体を取り扱う審査請求の事件は、会長が当該合議体の委員に通知する。

(欠席の届け出)

第6条 委員は、招集を受けた会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を届け出なければならない。

(会議の公開・非公開)

第7条 総会の会議は、公開とする。

2 三者代表合議体及び公益代表合議体の会議は、非公開とする。

(会議録)

第8条 議長は、保険審査会の庶務を処理する職員に会議録を調製させ、これに署名するものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議開催の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議事の概要

(4) 裁決を行った場合には、その内容及び賛否の数

(専門調査員の設置)

第9条 専門の事項の調査のため、健康福祉部高齢者支援課に専門調査員を置く。

(庶務)

第10条 保険審査会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。ただし、審査請求の受付、調査その他必要な事項は、各総合支庁においても処理する。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、保険審査会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成11年10月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。